

診療報酬制度上における準拠点病院の取り扱いについて

1 平成22年度診療報酬改定（がん診療連携拠点病院を中心とした連携の充実）

点数1点=10円

項目	対象	取組み	加算点数
がん治療連携 計画策定料	(計画策定病院) がん診療連携拠点病院 又は準ずる病院	地域連携クリティカルパスを活用するなど、治療計画を策定し、患者の同意を得た上で、退院後の治療を連携して担う医療機関に診療情報を提供した場合	750点 (退院時)
がん治療連携 指導料	(連携医療機関) 地域の医療機関等	上記治療計画に基づき、計画策定病院と連携して退院後の治療を行うとともに、計画策定病院に診療情報を提供した場合	300点 (情報提供時)

※がん診療連携拠点病院に準ずる病院

：当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと都道府県が認め、医療計画、都道府県がん対策推進計画等で定めた病院が想定される。

※地域連携クリティカルパス

：拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。

2 国のがん診療連携拠点病院制度

がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも「質の高いがん医療」を提供することを目指して、都道府県知事による推薦をもとに、厚生労働大臣が検討会の意見を踏まえて、指定した病院。がん診療連携拠点病院には「都道府県がん診療連携拠点病院」と「地域がん診療連携拠点病院」がある。「都道府県がん診療連携拠点病院」は各都道府県におけるがん医療の中心的な役割を担う病院。

〈拠点病院の役割〉

- 専門的ながん医療の提供等
(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や治療の初期段階からの緩和ケアの実施等)
- ※ 医師、看護師、薬剤師等によるチーム医療の提供
- 地域のがん診療の連携協力体制の構築
(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)
- がん患者に対する相談支援及び情報提供

〈がん診療連携拠点病院一覧〉

対象地域	医療機関名
全 県	四国がんセンター
宇摩圏域	住友別子病院
新居浜・西条圏域	
今治圏域	済生会今治病院
松山圏域	愛媛大学医学部附属病院
八幡浜・大洲圏域	県立中央病院、松山赤十字病院
宇和島圏域	市立宇和島病院

このような状況を踏まえ、準拠点病院の取り扱いの基本的な方向について、どのようにあるべきか、ご議論をいただきたい。

3 本県における準拠点病院の位置付け

本県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療が提供されることを目的として、厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院」の機能を代替し、若しくはこれを補完し、又は当該拠点病院と連携しながら、専門的ながん医療の提供や地域のがん診療の連携協力体制の構築等の役割を担う病院として、知事が指定する「愛媛県がん診療連携推進病院（仮称）」（準拠点病院）を設けてはどうか。

4 準拠点病院の指定要件の主な内容

準拠点病院の指定要件は、例えば、以下のような内容が考えられるのではないか。

(1) 診療体制

① 放射線療法及び化学療法

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
<ul style="list-style-type: none">○ 放射線療法（他の医療機関との連携によって対応できる体制を有することも可）<ul style="list-style-type: none">① 専任の専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。② 専任の放射線治療に携わる診療放射線技師が1人以上確保されていること。（放射線治療を専門とする分野に掲げる場合）③ 専任の放射線治療における機器の精度管理等に携わる常勤の技術者等が1人以上配置されていることが望ましい。④ 放射線治療に関する機器を設置すること。（放射線療法を行う場合）○ 化学療法<ul style="list-style-type: none">① 専任の専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。② 専任の専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師が1人以上配置されていることが望ましい。③ 専任の専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師が1人以上配置されていることが望ましい。④ 外来化学療法室を設置することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none">○ 放射線療法<ul style="list-style-type: none">① 専任の専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。② 専任の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。③ 専任の放射線治療における機器の精度管理等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。④ 放射線治療に関する機器を設置すること。○ 化学療法<ul style="list-style-type: none">① 専任の専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。② 専任の専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。③ 外来化学療法室に、専任の専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。④ 外来化学療法室を設置すること。

② 緩和ケア

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緩和ケアチームを整備し、組織上明確に位置付けるとともに、その構成員として、 <ul style="list-style-type: none"> ①専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師 ②精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師 ③専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師 がそれぞれ1人以上配置されていることが望ましい。 ○ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緩和ケアチームを整備し、組織上明確に位置付けるとともに、その構成員として <ul style="list-style-type: none"> ①専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師 ②精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師 ③専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師 をそれぞれ1人以上配置すること。 ○ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

③ 他の診療体制

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国に多いがんについて、（院内）クリティカルパスを整備すること。 ○ キャンサーボードを設置することが望ましい。 ○ 拠点病院が行う地域連携クリティカルパスの整備に協力するとともに、地域の医療機関等と協力し、その活用を積極的に推進すること。 ○ 我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、又は施設間連携によって対応できる体制を有すること。 ○ 専従の病理診断に携わる医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国に多いがんについて、（院内）クリティカルパスを整備すること。 ○ キャンサーボードを設置し、定期的に開催すること。 ○ 我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパスを整備すること。 ○ 我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示する体制を有すること。 ○ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。

(2) 研修の実施体制

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修等に積極的に協力するとともに参加すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの研修に加えて、地域のがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施すること。

(3) 情報の収集提供体制

・相談支援センター（県推進病院には規定なし。）

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 院内に相談支援機能を有する窓口を設置し、がんに関する相談に対応する者を1人以上配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援センターに、国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

・院内がん登録

県推進病院（知事）	国拠点病院（大臣）
○院内がん登録を実施するとともに、愛媛県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。	○院内がん登録を実施するとともに、当該都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。
○ 規定なし	○ 国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。
○ 規定なし	○ 毎年、院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センターに情報提供すること。

5 指定の手続き等

指定・指定の更新の手続き等は、例えば、以下のような内容が考えられるのではないか。

- 県推進病院の指定の有効期間は4年間とし、指定の更新を妨げない。
- 県推進病院は、毎年10月末までに、別途定める「現況報告書」を、知事に提出する。
- 国拠点病院は、原則として2次医療圏に1カ所整備することとされているが、県推進病院については、この限りでないものとする。